

豫東 函 華一月十八日
瑞泰 函 華十二月一日 八日

豫東の管内各礦

大正鑛業者友會中辦一坑の役員組合員

辨書第六〇〇編

豫東 函 華一月十八日
瑞泰 函 華十二月一日 八日

法人 豫東會 函 出 辨 書

大正鑛業株式會社中辦一坑の労働組合員
解雇に伴ふ紛議

一、紛議發生原因

福岡縣遠賀郡中間町大正鑛業株式會社中辦一坑に在りては豫てより採炭夫井上長松なる者が全評九州鑛山坑夫組合に加入して組合員の獲得に奔走せるを以て正月公休日を経過するも歸坑就業せざるを理由に一月上旬解雇したるに因る。

二、解雇取消並待遇改善歎願書提出

解雇されたる井上長松は直ちに組合本部に通知すると共に八日夜本部作成のアジビラ三十枚を坑内合宿所に撒布し九日同志たる坑夫四名と協議をなし左の歎願書を會社に提出した

歎 願 書

第一條 井上長松君は逃亡に非ず取消されたし

第二條 坑内外の設備を完全にされたし